

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案 新旧対照条文

【目次】

| | | |
|--|-------|----|
| ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十条関係） | | 一 |
| ○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（附則第十一条関係） | | 三 |
| ○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（附則第十三条関係） | | 七 |
| ○ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（附則第十五条関係） | | 一三 |
| ○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第十六条関係） | | 一四 |
| ○ 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（附則第十八条関係） | | 一七 |
| ○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（附則第十九条関係） | | 一九 |
| ○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十条関係） | | 二〇 |
| ○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第二十一条関係） | | 二三 |
| ○ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）（附則第二十二条関係） | | 二五 |
| ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第二十三条関係） | | 二九 |
| ○ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）（附則第二十四条関係） | | 三〇 |
| ○ 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）（附則第二十五条関係） | | 五〇 |
| ○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第二十六条関係） | | 五二 |

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案

新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

附則第十条による改正(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号))

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|-----|--|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | <p>別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | | |
| <p>法律</p> | <p>法律</p> | | |
| <p>地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)</p> | <p>地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)</p> | | |
| <p>附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三章</p> | <p>附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三章(第二十二條の表国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の項を除く。)</p> | | |
| <p>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律</p> | <p>第二章の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> | | |
| <p>法律(平成三十一年法律</p> | <p>第二章の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> | | |

第
号

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（地方公共団体における年度間の財源の調整）</p> <p>第四条の三 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別法人事業譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債</p> | <p>（地方公共団体における年度間の財源の調整）</p> <p>第四条の三 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき又は 当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債</p> |

の償還の財源に充てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金額（次項及び次条において「積立金」という。）から生ずる収入は、全て 積立金に繰り入れなければならない。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により 運用しなければならない。

（地方税の減収に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の三 地方公共団体は、当分の間、各年度において、都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税の減収により、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。）の減収により、第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行ううにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

の償還の財源に充てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた金額（以下「積立金」という。）から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によつて運用しなければならない。

（地方税の減収に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の三 地方公共団体は、当分の間、各年度において、都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税 の減収により、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。）の減収により、第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行ううにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)

第三十三条の五の六 都道府県は、平成三十一年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び第三十三条の五の十において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条及び第三十三条の五の十において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章

及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定による減収額がある場合には、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行等に伴う地方債の特例)

第三十三条の五の十 都道府県は、当分の間、各年度において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第号）の施行並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二

(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)

第三十三条の五の六 都道府県は、平成三十一年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び第三十三条の五の十において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条及び第三十三条の五の十において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章（第二十二條の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定による減収額がある場合には、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定による減収額がある場合には、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三章の規定により、法人の行う事業に対する事業税の減収額が特別法人事業譲与税の収入額を超える場合には、これによる減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（基準財政収入額の算定方法）</p> <p>第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対</p> | <p>（基準財政収入額の算定方法）</p> <p>第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対</p> |

する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項及び第三項において「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該道府県の同法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとさ

する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項及び第三項において「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該道府県の同法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとさ

れる市町村たばこ税に係る交付金（以下この項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十五年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環

れる市町村たばこ税に係る交付金（以下この項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十五年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環

境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2 略

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、

境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2 略

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、

それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

| | | |
|-----|------------------|-----------------------|
| 道府県 | 収入の項目 | 基準税額等の算定の基礎 |
| 道府県 | 一〇十一 略 | 略 |
| | 十二 特別法人 事業譲与税 | 前年度の特別法人事業譲与税の 譲与額 |
| | 十三〽十八 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |

附 則

(基準税額等の算定方法の特例)

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん譲与税に係る同表の基準税額等（以下この条において「基準税額等」という。）を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等（道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金並びに法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に

それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

| | | |
|-----|---------|-------------|
| 道府県 | 収入の項目 | 基準税額等の算定の基礎 |
| 道府県 | 一〇十一 略 | 略 |
| | 十二〽十七 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |

附 則

(基準税額等の算定方法の特例)

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん譲与税に係る同表の基準税額等（以下この条において「基準税額等」という。）を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等（道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金並びに法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に

係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額（当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。）を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額（当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。）を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

附則第十五条による改正（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号））

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(定義) 第二条 略 2及び3 略 4 この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体（地方公共団体の組合を除く。以下この条、第四条及び第四条の二において同じ。）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該地方公共団体の普通税（法定外普通税を除く。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもつて、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十号）で定める方法により算定した地方税の収入見込額（都道府県にあっては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額を加算した額）をいう。</p> | <p>(定義) 第二条 略 2及び3 略 4 この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体（地方公共団体の組合を除く。以下本条、第四条及び第四条の二において同じ。）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該地方公共団体の普通税（法定外普通税を除く。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもつて、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十号）で定める方法により算定した地方税の収入見込額をいう。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（税理士の業務）</p> <p>第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）</p> <p>2 及び 3 略</p> <p style="text-align: center;">（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> | <p style="text-align: center;">（税理士の業務）</p> <p>第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）</p> <p>2 及び 3 略</p> <p style="text-align: center;">（欠格条項）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p> |

一〇三 略

四 国税（特別法人事業税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの
五〇十一 略

（受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して二年以上になる者

イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税、特別とん税及び特別法人事業税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務

ロ〇へ 略

二〇五 略

二〇四 略

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一〇三 略

四 国税（特別法人事業税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの
五〇十一 略

（受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して二年以上になる者

イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務

ロ〇へ 略

二〇五 略

二〇四 略

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一〇五 略

六 官公署における事務のうち道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）若しくは固定資産税の賦課又はこれらの地方税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

七〇十 略

2 略

一〇五 略

六 官公署における事務のうち道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）若しくは固定資産税の賦課又はこれらの地方税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

七〇十 略

2 略

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「国税収納金等」とは、現金（証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）により現金に代えて納付される証券を含む。）をもつて収納された国税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）に規定する自動車重量税印紙に係る収入金を含み、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十二年法律第 号）に規定する特別法人事業税を除く。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百三第一項の規定により国税と併せて収納された地方税（以下「特定地方税」という。）、滞納処分費及び次条の資金からする支払金の返納金（以下「返納金」という。）をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(国税収納命令官)</p> <p>第八条 財務大臣は、国税収納金等となるべき国税（自動車重量税印紙に係る収入を含み、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税を除く。）、特定地方税、滞納処分費又は返納金（以下「国税等」という。）の徴収に関する事務を所属の職員に委任することができる。</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「国税収納金等」とは、現金（証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）により現金に代えて納付される証券を含む。）をもつて収納された国税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）に規定する自動車重量税印紙に係る収入金を含む</p> <p>（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百三第一項の規定により国税と併せて収納された地方税（以下「特定地方税」という。）、滞納処分費及び次条の資金からする支払金の返納金（以下「返納金」という。）をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(国税収納命令官)</p> <p>第八条 財務大臣は、国税収納金等となるべき国税（自動車重量税印紙に係る収入を含む</p> <p>。）、特定地方税、滞納処分費又は返納金（以下「国税等」という。）の徴収に関する事務を所属の職員に委任することができる。</p> |

2
3
4
略

2
3
4
略

附則第十九条による改正（国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号））

| | |
|--------------|---|
| <p>改 正 後</p> | <p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国税 国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税及び特別法人事業税以外のものをいう。</p> <p>二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区これに相当する徴収金を含む。）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。</p> <p>三十三 略</p> |
| <p>改 正 前</p> | <p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 国税 国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。</p> <p>二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区これに相当する徴収金を含む。）</p> <p>をいう。</p> <p>三十三 略</p> |

附則第二十条による改正（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号））

| | | | |
|--|---|-------|----|
| | | 改 正 後 | |
| 別表第三（第三十条の十一関係） | | | |
| 四の二 都道府県知事 四の三 都道府県知事 | 提供を受ける通知都道府県知事以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関 | 略 | 事務 |
| 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法 | | |
| | | 改 正 前 | |
| 別表第三（第三十条の十一関係） | | | |
| 四の二 都道府県知事 四の三 都道府県知事 | 提供を受ける通知都道府県知事以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関 | 略 | 事務 |
| 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 方税 の賦課徴収又は地方税 に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法 | | |

| | |
|---|---|
| 略 | (平成二十年法律第二十五号) 第三章 |
| | の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

別表第五(第三十条の十五関係)

一 四 略

四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章

の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの

| | |
|---|--|
| 略 | (平成二十年法律第二十五号) 第三章(第二十二條の表国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の項を除く。)の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| | |

別表第五(第三十条の十五関係)

一 四 略

四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
の賦課徴収又は地方税
に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章(第二十二條の表国税収納金整理資金に関する法律

(昭和二十九年法律第三十六号)の項を除く。)の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五
三
四
略

五
三
四
略

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イハ 略</p> <p>ニ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入</p> <p>ホ及びヘ 略</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による地方交付税の交付金をいう。以下同じ。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）による森林環境譲与税の譲与金（以下「森林環境譲与税譲与金」という。）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）による特別法人事業譲与税の譲与金、自動車</p> | <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イハ 略</p> <p>ニ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入</p> <p>ホ及びヘ 略</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による地方交付税の交付金をいう。以下同じ。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）による森林環境譲与税の譲与金（以下「森林環境譲与税譲与金」という。）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金</p> |

車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費

車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費

附則第二十二條による改正（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号））

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（処分に関する不服審査等）</p> <p>第十八条 第十条の規定により都道府県知事が当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により当該都道府県の法人の事業税と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、地方税法に基づく処分とみなして、同法第一章第十三節の規定を適用する。この場合において、同法第十九条中「地方団体の徴収金に」とあるのは「地方団体の徴収金及び旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第九号及び第十九条の七において同じ。）に」と、同条第九号並びに第十九条の七第一項及び第二項中「地方団体の徴収金」とあるのは「地方団体の徴収金及び旧地方法人特別税」とする。</p> <p>（法人税法の適用の特例等）</p> <p>第二十二條 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、</p> | <p>（処分に関する不服審査等）</p> <p>第十八条 第十条の規定により都道府県知事が当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により当該都道府県の法人の事業税と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、地方税法に基づく処分とみなして、同法第一章第十三節の規定を適用する。この場合において、同法第十九条</p> <p>並びに第十九条の七第一項及び第二項中「地方団体の徴収金」とあるのは、「地方団体の徴収金及び旧地方法人特別税」とする。</p> <p>（法人税法の適用の特例等）</p> <p>第二十二條 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、</p> |

それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | | | | | | |
|-------|--------|-----|--------------------|-----|------------|-----|---|-----|--|
| 整理資金に | 国税収納金 | 第一欄 | 法人税法（昭和四十年法律第三十四号） | 第二欄 | 第六十二条の五第五項 | 第三欄 | 及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三十号）の規定による特別法人事業税の額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定による地方法人特別税の額 | 第四欄 | 、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三十号）の規定による特別法人事業税の額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定による地方法人特別税の額 |
| | 第二条第一項 | | | | | | を除く | | 及び旧地方法人特別税（地方税法等の一部を |

それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | | | | | | |
|-------|--------|-----|--------------------|-----|------------|-----|--------|-----|---|
| 整理資金に | 国税収納金 | 第一欄 | 法人税法（昭和四十年法律第三十四号） | 第二欄 | 第六十二条の五第五項 | 第三欄 | 事業税 | 第四欄 | 事業税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定による地方法人特別税 |
| | 第二条第一項 | | | | | | 収入金を含む | | 収入金を含み、地方法人特別税等に関する暫 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）</p> | <p>第二条第一項 第三号</p> | <p>関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）</p> |
| <p>特別法人事業税</p> | <p>第八条第一項 を除く</p> | <p>改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。）を除く</p> |
| <p>特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項</p> | <p>特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項</p> | <p>改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。）を除く</p> |
| <p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）</p> | <p>第二条第一項 第三号</p> | <p>関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）</p> |
| <p>地方税</p> | <p>第八条第一項 収入を含む。</p> | <p>改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。）を除く</p> |
| <p>地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）</p> | <p>地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）</p> | <p>改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。）を除く</p> |

| | | | | | |
|---------|-----------------------|-----------------------|--|--|--|
| | | | | | |
| 第六号 | 第五号第一項 第一号イ | 第四号第四号 | | | |
| 税 | 特別法人事業 税 | 特別法人事業 税 | | | |
| 地方法人特別税 | 特別法人事業税及び 旧地方法人特別税 | 特別法人事業税及び旧 地方法人特別税 | | | の規定によりなおその 効力を有するものとさ れた同法第九条の規定 による廃止前の地方法 人特別税等に関する暫 定措置法（平成二十年 法律第二十五号）に規 定する地方法人特別税 （以下「旧地方法人特 別税」という。） |
| | | | | | |
| 第六号 | 第五号第一項 第一号イ | 第四号第四号 | | | |
| | 事業税 | 国税 | | | |
| 税を含む。） | 事業税（地方法人特別 税を含む。） | 特別とん税及び地方 法人特別税 | | | 国税（地方法人特別税 を除く。以下この条、 第二十四条、第三十六 条、第四十一条の三及 び第四十六条において 同じ。） |

附則第二十三条による改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号））

| | | | | | |
|-------------|-------------|---|-----------------|---|---|
| 改 正 後 | 別表第一（第九条関係） | 略 | 十六 都道府県知事又は市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 略 |
| | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 改 正 前 | 別表第一（第九条関係） | 略 | 十六 都道府県知事又は市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 | 略 |
| | 略 | 略 | 略 | による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 略 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第七条の二 地方財政法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十三条の五の三中「及び地方税法」を「地方税法」に改め、「交付金」の下に「及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。）」を加え、「によつて」を「により」に改める。</p> | <p>第七条の二 地方財政法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十三条の五の三中「及び地方税法」を「地方税法」に改め、「交付金」の下に「及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。）」を加え、「によつて」を「により」に改める。</p> <p>第三十三条の五の六中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改め、「第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法」を削り、「廃止前暫定措置法第三章」を「廃止前暫定措置法（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この条において同じ。）第三章」に改める。</p> <p>第三十三条の五の九中「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に限り」を「当分の間、各年度において」に改め、「道府県民税の法人税割の減収額」の下に「及び法人事業税交付金の交付額の合算額」を加え、「地方消費税交付金の増収額」を「法人事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金の増収額の合算額」に改める。</p> |

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五の三 略

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、

第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条(第六項を除く。)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条(第二項を除く。)、第三十一条、第三十二条

、第三十五条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条

、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 平成三十一年十月一日

五の四の二 附則第四十九条及び第五十一条の規定 平成三十二年三月

一日

五の五 第七条の二並びに附則第三十五条

(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条の改正規定に限る。)、第三十六条、第三十七条の二及び第三十八条の規定 平成三十二年四月一日

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五の三 略

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、

第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条(第六項を除く。)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条(第二項を除く。)、第三十一条、第三十二

項から第三項まで、第三十二条第一項、第三十五条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 平成三十一年十月一日

五の五 第七条の二並びに附則第三十二条第二項から第五項まで、第三

十五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条の改正規定に限る。)、第三十六条、第三十七条の二及び第三十八条の規定 平成三十二年四月一日

日の属する月の翌月以後平成三十二年一月まで」とする。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|--|--|-----------|---|--|----------------|-----------------|--|---------------|--------------|--|--|---|
| <p>第二十二條の 表税理士法（ 昭和二十六年 法律第二百三</p> | <p>地方税（地方法 人特別税</p> | <p>地方税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有する</p> | <p>第二十二條の 表法人税法（ 昭和四十年法 律第三十四号 ）の項</p> | <p>及び</p> | <p>及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の</p> | | <p>地方法人特別税</p> | <p>旧地方法人特別税</p> | | <p>とあるのは、</p> | <p>とあるのは</p> | | | <p>を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。以下この条及び第十九条の七において同じ。）に」と、同条第九号並びに</p> |
|--|-------------------------|--|--|-----------|---|--|----------------|-----------------|--|---------------|--------------|--|--|---|

十七号)の項

| | |
|---------------------|--|
| <p>国税(地方法人特別税)</p> | <p>るものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税(以下「旧地方法人特別税」という。)</p> |
| <p>及び旧地方法人特別税</p> | <p>及び旧地方法人特別税</p> |
| <p>事業税(地方法人特別税)</p> | <p>事業税(旧地方法人特別税)</p> |

3

附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される旧地方法人特別税については、同日から平成三十三年一月三十一日までの間は、廃止前暫定措置法第二十二条(同条の表国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税」とあるのは「旧地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規

定する地方人特別税をいう。第八条第一項において同じ。」と、「地方人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方人特別税」とあるのは「旧地方人特別税」とする。

4 都道府県は、平成三十三年一月において、平成三十二年十二月までに第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により還付することとされた旧地方人特別税に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）に相当する額のうち同月までに払込予定額（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる旧地方人特別税として納付された額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

の総額から控除されなかったものがある場合又は平成三十三年一月に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により還付することとされた旧地方人特別税に係る還付金等に相当する額がある場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、同月に納付された払込予定額の総額を限度として、当該払込予定額の総額から控除するものとする。この場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第四項」と、「額を、」とあるのは「額を、平成三十三年二月又は三月（と、」の属する月」とあるのは「が同年四月以後である場合には、当

該返納があつた日又は政令で定める事由が生じた日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）とす。

5 前項の規定により、平成三十三年一月において、同月に納付された払込予定額の総額から控除するものとされた旧地方人特別税に係る還付金等に相当する額が、当該払込予定額の総額を超えた都道府県がある場合には、総務省令で定めるところにより、当該還付金等に相当する額から当該払込予定額の総額を控除した額の合計額を各都道府県が負担するものとする。

6 平成三十三年二月又は三月に都道府県に旧地方人特別税の納付があつた場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「当該納付があつた月の翌々月の末日」とあるのは、「平成三十三年五月三十一日」とする。

7 都道府県は、平成三十三年二月又は三月において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、当該還付金等に相当する額の総額を、前項の規定により読み替えられた第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により同年五月三十一日までに国に払い込むものとされる旧地方人特別税と

して納付された額（以下この項において「五月までの払込予定額」という。）の総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額の総額が当該五月までの払込予定額の総額を超える場合には、当該還付金等に相当する額の総額から当該五月までの払込予定額の総額を控除した額を、同年三月三十一日後遅滞なく、国に請求するものとする。

8| 前項の場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第七項」と、「額を、」とあるのは「額を、平成三十三年二月又は三月（」と、「の属する月」とあるのは「が同年四月以後である場合には、当該返納があった日又は政令で定める事由が生じた日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）（」とする。

9| 国は、第七項の請求を受けたときは、当該請求を受けた額を当該請求を受けた日の属する月の翌々月の末日までに、当該都道府県に支払うものとする。

10| 平成三十三年四月以後に都道府県に旧地方税法特別税の納付があった場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「月の翌々月の末日まで」とあるのは、「日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）

の末日から二月以内」とする。

11| 都道府県は、平成三十三年四月以後において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方税法特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。以下この項において同じ。）ごとの当該還付金等に相当する額の総額を、前項の規定により読み替えられた第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により当該四半期の末日から二月以内に国に払い込むものとされる旧地方税法特別税として納付された額（以下この項において「四半期ごとの払込予定額」という。）であつて当該還付金等を還付することとした日の属する四半期に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額の総額が当該四半期ごとの払込予定額の総額を超える場合には、当該還付金等に相当する額の総額から当該四半期ごとの払込予定額の総額を控除した額を、当該四半期の末日後遅滞なく、国に請求するものとする。

12| 前項の場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第十一項」と、「属する月」とあ

第三十二条 平成三十二年二月までの譲与時期に係る廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別譲与税（以下この条において「旧地方法人特別譲与税」という。）については、廃止前暫定措置法第四章及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法第三十三条第二項第一号中「第二条第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた第二条第一項」と、廃止前暫定措置法第三十四条第四項中「各譲与時期ごと」とあるのは「平成三十一年十一月までの譲与時期」と、「又は各譲与時期」とあるのは「又は同月までの譲与時期」と、廃止前暫定措置法第三十五条中「地方法人特別譲与税」とあるのは「平成三十一年十一月の譲与時期までに係る地方法人特別譲与税」と、「譲与した額を」とあるのは「平成三十二年二月の譲与時期までに当該譲与した額を」と、「到来する」とあるのは「到来する同月までの」とする。

るのは「属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）」とする。

13| 国は、第十一項の請求を受けたときは、当該請求を受けた額を当該請求を受けた日の属する月の翌々月の末日までに、当該都道府県に支払うものとする。

第三十二条 平成三十三年二月までの譲与時期に係る廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別譲与税（以下この条において「旧地方法人特別譲与税」という。）については、廃止前暫定措置法第四章及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法第三十三条第二項第一号中「第二条第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた第二条第一項」とする

2| 平成三十二年度に限り、第七条の二の規定による改正後の地方財政法（以下この項において「新地方財政法」という。）第四条の三第一項及

び第三十三条の五の三の規定の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十八条の規定にかかわらず、新地方財政法第四条の三第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「旧地方法人特別譲与税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。第三十三条の五の三において同じ。）、「特別とん譲与税」と、新地方財政法第三十三条の五の三中「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに旧地方法人特別譲与税」とする。

3 平成三十二年度分の地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による改正後の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下この条及び附則第三十八条において「三十二年新地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定にかかわらず、三十二年新地方交付税法第十四条第一項中「当該道府県の地方揮発油譲与税」とあるのは「当該道府県の旧地方法人特別譲与税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。第三項におい

て同じ。)の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中

「十一 地方揮発油譲与税
 前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
 とあるのは

| | |
|--|------------------------------------|
| 「十二 地方法人特別譲与税 譲与額 前年度の旧地方法人特別譲与税の譲与額 | 「十二の二 地方揮発油譲与税 前年度の地方揮発油譲与税の譲与額 |
|--|------------------------------------|

とする。

4 平成三十二年度分の三十二年新地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定に係る同条の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定にかかわらず、三十二年新地方交付税法附則第八条中「第十四条第三項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税」とあるのは「事業税、旧地方法人特別譲与税（同法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。以下この条において同じ。）」と、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは「法人の行う事業に対する事業税並びに旧地方法人特

別譲与税」とする。

5| 平成三十二年度に限り、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第四十条の規定にかかわらず、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項中「収入見込額」とあるのは、「収入見込額（都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の旧地方人特別譲与税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十二条に規定する地方人特別譲与税をいう。）の収入見込額を加算した額）」とする。

6| 平成三十三年二月の譲与時期に係る旧地方人特別譲与税については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条第三項の規定は、適用しない。

7| 総務大臣が旧地方人特別譲与税を都道府県に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、平成三十三年二月の譲与時期に平成三十二年十一月の譲与時期までに譲与した額を増加する必要がある都道府県がある場合において、当該増加する必要がある額の総額が平成三十三年二月の譲与時期に係る旧地方人特別譲与税として譲与すべき額の総額を超えるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加する必要がある額の総額から当該譲与すべき額の総額を控除した額の合計

額を各都道府県が負担するものとする。

8 | 総務大臣が旧地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があったため、平成三十三年二月の譲与時期に平成三十二年十一月の譲与時期までに譲与した額を減少する必要が生じた都道府県がある場合において、当該減少する必要がある額が平成三十三年二月の譲与時期に係る旧地方法人特別譲与税として当該都道府県に譲与すべき額を超えるときは、当該都道府県は、当該減少する必要がある額から当該譲与すべき額を控除した額を国に支払うものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第三十七条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「配当に係る交付金(以下)の下に「この項及び第三項において」を、「株式等譲渡所得に係る交付金(以下)の下に「この項及び第三項において」を、「地方消費税に係る交付金(以下)の下に「この項及び第三項において」を、「ゴルフ場利用税に係る交付金(以下)の下に「この項及び第三項において」を、「市(以下)の下に「この項において」を加え、「軽油引取税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」を「この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正後の地方税法(以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。)第百

(地方交付税法の一部改正)

第三十七条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「配当に係る交付金(以下)の下に「この項及び第三項において」を、「株式等譲渡所得に係る交付金(以下)の下に「この項及び第三項において」を、「地方消費税に係る交付金(以下)の下に「この項及び第三項において」を、「ゴルフ場利用税に係る交付金(以下)の下に「この項及び第三項において」を、「市(以下)の下に「この項において」を加え、「軽油引取税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」を「この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正後の地方税法(以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。)第百

四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二一において「環境性能割」という。）の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から改正後地方税法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項及び第三項において「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」に改め、「市町村たばこ税に係る交付金（以下「」の下に「この項及び第三項において」を加え、「以下「都道府県交付金」を「次項及び第三項において「都道府県交付金」に改め、「市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を、「国有資産等所在市町村交付金（以下「」の下に「この条において」を、「軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第二項中「にいう」を「に規定する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同項の表道府県の項第七号中「有した」の下に「地方税法第百十三条第二項に規定する」を加え、同項第九号中「有する」の下に「地方税法第百四十五条第一項に規定する」を加え、同号の次に次のように加える。

九の二 改正後地方税法

に規定する自動車税

1 環境性能割

当該年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車（改正後地

四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二一において「環境性能割」という。）の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から改正後地方税法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項及び第三項において「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」に改め、「市町村たばこ税に係る交付金（以下「」の下に「この項及び第三項において」を加え、「以下「都道府県交付金」を「次項及び第三項において「都道府県交付金」に改め、「市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を、「国有資産等所在市町村交付金（以下「」の下に「この条において」を、「軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第二項中「にいう」を「に規定する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同項の表道府県の項第七号中「有した」の下に「地方税法第百十三条第二項に規定する」を加え、同項第九号中「有する」の下に「地方税法第百四十五条第一項に規定する」を加え、同号の次に次のように加える。

九の二 改正後地方税法

に規定する自動車税

1 環境性能割

当該年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車（改正後地

| | |
|---------------------------|---|
| 2 改正後地方税法百四十五条第二号に規定する種別割 | 方税法百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。の取得見込件数として総務大臣が定める数 当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数 |
|---------------------------|---|

第十四条第三項の表市町村の項第三号中「軽自動車の」を「地方税法第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等の」に改め、同号の次に次のように加える。

| | |
|---|--|
| 三の二 改正後地方税法に規定する軽自動車税の改正後地方税法第四百四十二条第一号に規定する環境性能割 | 当該年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の改正後地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得見込件数として総務大臣が定める数 |
|---|--|

第十四条第三項の表市町村の項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次のように加える。

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 十五 環境性能割交付金 | 当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額 |
|-------------|---------------------------------|

第三十八条 附則第三十七条の二の規定による改正後の地方交付税法（次項において「三十二年新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び

| | |
|---------------------------|---|
| 2 改正後地方税法百四十五条第二号に規定する種別割 | 方税法百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。の取得見込件数として総務大臣が定める数 当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数 |
|---------------------------|---|

第十四条第三項の表市町村の項第三号中「軽自動車の」を「地方税法第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等の」に改め、同号の次に次のように加える。

| | |
|---|--|
| 三の二 改正後地方税法に規定する軽自動車税の改正後地方税法第四百四十二条第一号に規定する環境性能割 | 当該年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の改正後地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得見込件数として総務大臣が定める数 |
|---|--|

第十四条第三項の表市町村の項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次のように加える。

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 十五 環境性能割交付金 | 当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額 |
|-------------|---------------------------------|

第三十八条 三十二年新地方交付税法 第十四条第一項及び

第三項の規定は、平成三十二年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による改正前の地方交付税法（次項において「三十二年旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 略

3 平成三十二年度分の地方交付税に係る地方交付税法 第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

4 平成三十三年度分の地方交付税に係る地方交付税法 第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

5 平成三十四年度分の地方交付税に係る地方交付税法 第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三項の規定は、平成三十二年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による改正前の地方交付税法（次項において「三十二年旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 略

3 平成三十二年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

4 平成三十三年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

5 平成三十四年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

（特別会計に関する法律の一部改正）

第四十八条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項中「当分の間、」を削り、「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この項において同じ。）第十二条第三項の規定による

都道府県から払い込まれた」に、「同法による」を「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条第一項の規定による平成三十二年二月までの譲与時期に係る」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十条 附則第四十八条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成三十二年以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第五十一条 附則第四十九条の規定による改正前の特別会計に関する法律（以下この条において「旧特別会計法」という。）に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成三十一年度

の決算に関しては、

第四十八条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項中「当分の間、」を削り、「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この項において同じ。）第十二条第三項の規定による平成三十三年一月三十一日までに都道府県から払い込まれた」に、「同法による」を

「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条第一項の規定による平成三十三年二月までの譲与時期に係る」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十条 附則第四十八条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成三十一年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第五十一条 附則第四十九条の規定による改正前の特別会計に関する法律（以下この条において「旧特別会計法」という。）に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成三十二年以前の年度の決算に関しては、

の決算に関しては、

なお従前の例による。この場合において、旧特別会計法附則第十一条第二項中「ほか、」とあるのは「ほか、廃止前暫定措置法（）」と、「という。」とあるのは「という。」第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この項において同じ。）による地方法人特別税の収入及び平成二十八年地方税法等改正法」と、「（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この項において同じ。）第十二条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と、「とし、」とあるのは「とし、廃止前暫定措置法による地方法人特別譲与税の譲与金及び」とする。

2 附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十二条第三項の規定による都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入については、旧特別会計法附則第十一条第二項（地方法人特別税の収入に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（総務省設置法の一部改正）

第五十六条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法

なお従前の例による。

（総務省設置法の一部改正）

第五十六条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法

第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に
、「なお効力を有することとされる」を「なおその効力を有するものと
された」に改める。

第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に
、「なお効力を有することとされる」を「なおその効力を有するものと
された」に改める。

附則第二十五条による改正（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号））

| | |
|--------------|---|
| <p>改 正 後</p> | <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 第四条（次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び同法第四十条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び第十二条中地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法第二十一条の改正規定並びに附則第五条第二項、第八条、第九条、第十九条第二項及び第四十二条の規定</p> <p>平成三十二年四月一日</p> <p>八 五 略</p> |
| <p>改 正 前</p> | <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 第四条（次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び同法第四十条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び第十二条中地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法第二十一条の改正規定並びに附則第五条第二項、第八条、第九条及び第十九条第二項 の規定</p> <p>平成三十二年四月一日</p> <p>八 五 略</p> |

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正)

第四十二条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成

三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第九条及び第十九条中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十

一」に改める。

附則第二十六条による改正（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号））

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十一 略</p> <p>五十二 地方税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>五十三 略</p> <p>五十四 前二号に掲げるもののほか、地方税及び特別法人事業税に関すること。</p> <p>五十五 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税に関すること。</p> <p>五十六 九十六 略</p> <p>2 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第九条 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）、自転車競技法（昭和</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十一 略</p> <p>五十二 地方税 に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>五十三 略</p> <p>五十四 前二号に掲げるもののほか、地方税 に関すること。</p> <p>五十五 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税 に関すること。</p> <p>五十六 九十六 略</p> <p>2 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第九条 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）、自転車競技法（昭和</p> |

二十三年法律第二百九号)、モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)、特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)、航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 号)、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 号)及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十二年法律第百四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2及び3 略

二十三年法律第二百九号)、モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)、特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)、航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 号)及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十二年法律第百四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2及び3 略